大磯町部等設置条例の一部を改正する条例

大磯町部等設置条例(平成24年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町部設置条例

- 第1条中「危機管理対策室及び」を削る。
- 第2条中「室及び」を削り、同条の表中
- 「危機管理対策室
 - (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。 」

を削り、

- 「(6) 財政に関すること。
 - (7) 契約及び財産に関すること。
 - (8) 税務に関すること。

を

- 「(6) 危機管理に関すること。
 - (7) 防災に関すること。
 - (8) 財政に関すること。
 - (9) 契約及び財産に関すること。
 - (10) 税務に関すること。

に、

- 「(7) 保健及び予防に関すること。
- (8) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。」を
- 「(7) 子育て支援に関すること。
 - (8) 保健及び予防に関すること。
- (9) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出